主任介護支援専門員更新研修
受講申し込みのための
法定外研修受講記録簿ー①

【介護保険法第69条の34】

３　介護支援専門員は、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術の水準を向上させ、その他その資質の向上を図るよう努めなければならない。

～使用方法～

・主任介護支援専門員更新研修の受講を検討されている方は、ご自身が受講した法定外研修の記録用としてご活用ください。

・受講した研修が主任更新受講要件に該当するかどうかは、まず、ご自身で判断していただき、次の内容が受講後の業務にどのように活かされているかを記載してください。

イ：介護支援専門員に対して助言指導を行うために必要なスキルを身につけるための内容
ロ：医療介護連携や多職種協働など地域包括ケアシステム構築に向けた地域づくりのための内容

・主任更新研修を『法定外研修等に年4回以上参加』の要件により申し込む際には、受講した研修の実施日・実施主体・内容等が確認できる書類（研修案内通知や次第等）に加えて、この『法定外研修受講記録簿』に記録した中から、申し込みに必要な箇所をコピーして、申し込み書に添付してください。

氏　　名	
介護支援専門員 登録番号	
登 録 地	（　　）群　馬　県 （　　）群馬県以外【　　】